

(趣旨)

第1条 この規則は、若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年若狭町条例第60号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長は、公の施設の管理について指定管理者を指定し、管理を行わせようとするときは、当該施設の名称、次条に定める申請書等の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公告し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

2 町長は、次に掲げる場合は、前項の規定による公募によらず、法人等を指定管理者の候補者として選考することができるものとする。

- (1) 条例第3条の規定による申請があつたもののうち、第4条の欠格事項に該当しない法人等がない場合
- (2) 公の施設の性格、規模及び機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できる場合
- (3) その他町長が特に必要と認める場合

(申請書等)

第3条 条例第2条に規定する申請書は、公の施設の指定管理者の指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する書面は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(欠格事項)

第4条 次のいずれかに該当する法人等については、指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することができないものとする。

- (1) 法人等の代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (3) 法人等の代表者、役員又は職員(以下「役員等」という。)が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。)であると認められるもの
- (4) 役員等が、不正の利益を図る等の目的により、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められるもの
- (5) 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるもの、又は、暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるもの
- (6) 法人等に町税の滞納があるもの

2 前項各号に掲げるもののほか、施設の性格、規模及び機能に応じ、指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することができないものについては、町長が別に定める。

(事業報告書に記載すべき事項)

第5条 条例第4条第4号に規定する規則で定める事項は、当該指定管理者が現に管理する公の施設における管理実態を示すものとする。

(審議会の会長)

第6条 条例第10条第1項に規定する審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の委員の任期)

第7条 条例第10条第3項に規定する必要な期間は、町長からの諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成20年6月16日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第13号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第9号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

年 月 日

若狭町長 様

申請者 住 所
団体名
(代表者氏名)

公の施設の指定管理者の指定申請書

公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 指定管理者の指定を受けたい施設の名称
- 2 添付書類
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
 - (2) 定款又はこれらに準ずるものの謄本
 - (3) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
 - (4) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
 - (5) 事業計画書に係る収支見積書